

- 制定・改廃の概要 -

条例・規則名	<u>都民の健康と安全を確保する環境に関する 条例施行規則の一部を改正する規則</u>
公布年月日・番号	<u>平成 14 年 3 月 13 日・東京都規則第 29 号</u>

1 概要

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項に規定する地球温暖化対策計画書の作成等に係る規定を定めるものである。

具体的には、次のとおりである。

- (1) 地球温暖化対策計画書の作成の対象となる事業所の要件としての燃料等の使用量に、事業所において運行又は運航の管理を行う自動車、鉄道車両、船舶及び航空機の燃料の使用量（都内において使用される量に限る。）を含むことを明記した（第 4 条第 1 項関係）。
- (2) 地球温暖化対策計画書の様式を定めた（第 4 条第 3 項、別記第 1 号様式の 2 ）。
- (3) 地球温暖化対策結果報告書の様式を定めた（第 5 条第 4 項、別記第 2 号様式の 2 ）。
- (4) 建築物環境計画書の様式を定めた（第 10 条第 2 項、別記第 3 号様式の 2 ）。

2 施行期日

- (1) 1 (1)から(3)まで（地球温暖化対策計画書関係）

公布の日（平成 14 年 3 月 13 日）

(2) 1 (4)（建築物環境計画書関係）

平成 14 年 6 月 1 日

3 問い合わせ先

(1) 1 (1)から(3)まで（地球温暖化対策計画書関係）

環境局都市地球環境部環境配慮事業課事業活動係

直通電話 03（5388）3597

都庁内線 42 - 742

(2) 1 (4)（建築物環境計画書関係）

環境局都市地球環境部環境配慮事業課建築物係

直通電話 03（5388）3536

都庁内線 42 - 751